

第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 22 年 12 月 15 日 (水曜日)

議事日程

平成 22 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分開議

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
9	14	岡田 聰	1. 人権尊重の町づくりに不備はないか
10	13	小原 力三	1. 仁王堂公園を拠点とする町づくりは
11	1	竹口 大紀	1. サッカー場整備と山香荘再生計画 2. 税金の使い道が選択できる制度を
12	7	近藤 大介	1. フットボールセンターの整備について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18 名)

1 番 竹 口 大 紀	2 番 米 本 隆 記
3 番 大 森 正 治	4 番 杉 谷 洋 一
5 番 野 口 昌 作	6 番 池 田 満 正
7 番 近 藤 大 介	8 番 西 尾 寿 博
9 番 吉 原 美 智 恵	10 番 岩 井 美 保 子
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 椎 木 学	16 番 鹿 島 功
17 番 西 山 富 三 郎	18 番 野 口 俊 明

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	森 田 増 範	教育長	山 根 浩
副町長	小 西 正 記	教育次長	狩 野 実
総務課長	押 村 彰 文	社会教育課長	手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長	澤 田 勝	幼児教育課長	高 木 佐奈江
大山支所総合窓口課長	岡 田 栄	学校教育課長	林 原 幸 雄
企画情報課長	野 間 一 成	税務課長	小 谷 正 寿
建設課長	池 本 義 親	農林水産課長	山 下 一 郎
水道課長	坂 田 修	住民生活課長補佐	吹 野 正 幸
福祉介護課長	戸 野 隆 弘	観光商工課長	福 留 弘 明
保健課長	斎 藤 淳	人権推進課長	門 脇 英 之
農業委員会事務局長	近 藤 照 秋	地籍調査課長	種 田 順 治
会計管理者	後 藤 律 子	教育委員長	伊 澤 百 子

午前 9 時 3 0 分 開会

開議宣告

○議長（野口俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。本日は前日に引き続き残る 4 人の議員の一般質問を行います。一般質問終了後、名和地域休養施設「夕陽の丘神田山香荘」の活用について、議員討論会を行いますので、よろしくお願いたします。

日程第 1 一般質問

○議長（野口俊明君） 日程第 1、一般質問を行います。昨日から継続し、通告に、通告順に発言を許します。14 番、岡田 聡君。

○議員（14 番 岡田聡君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 14 番 岡田 聡君。

○議員（14 番 岡田聡君） わたしは、一問だけ通告に従いまして質問いたします。

人権尊重のまちづくりに不備はないか。先日、町民による電話での差別発言が発生しました。人権意識の高揚について、我が国の憲法は、すべての人が、人種、性別などに関わらず、人間として、幸福な生活を営む権利があると基本的人権を定め、社会的身分、または門地によって政治的、経済的、または社会的関係において差別されない。第 21 条では、集会、結社及び言論、出版、その他表明の自由、表現の自由、学問、思想の自由権、また平和に生きるための生存権など、幅広く保障

されています。

また、2000年、平成12年ですが、12月に制定されました、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状、その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とすると定めております。

そのなかで、基本理念では、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を含め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならないとうたい、地方公共団体の責務として基本理念の通り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

国民の責務として、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないと定めている。

2005年、平成17年には、大山町でも「大山町人権尊重の社会づくり条例」が制定されております。このなかで、町の責務、町内に暮らすすべての者の責務として、同じように定めております。

このように、法律なり条例なりに基づいて様々な努力がなされているにも関わらず差別発言が発生する、町としてどのように考え、どのような対策をするのか、町長そして教育委員長に質します。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君

○町長（森田増範君） はい、議長

○議長（野口俊明君） 森田町長

○町長（森田増範君） おはようございます。それでは、2日目ということで、岡田議員より、人権尊重の町づくりに不備はないかというご質問について、答えをさせていただきたいと思っております。

昨日の西山議員のほうからのご質問、答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、人権尊重の町づくりに大きな不備はないという具合に考えております。しかし、日々、人権啓発活動を精力的に推進しております者として、町民の方々から、町民の方から、このたび差別発言が起こったことは、大変遺憾で残念な気持ちでいっぱいでございます。今までの啓発活動の成果で住民の方の人権意識は相当高まり、部落差別は表面的には見えにくくなりましたけれども、同和問題や同和地区を避けたり関わりたくないといった意識は、まだ心の奥底に根強く残っているものと考えております。人間関係が良好なときや、利害関係が生じない時など、表面に現れま

せんけれども、良好な関係が崩れたときなどに差別意識が態度や行動となって、差別事象として現れるというふうに考えております。今回の差別発言もその典型的な例ではないのかなと、いう具合に思います。

大山町では、町民一人ひとりの人権が保障される町づくりを推進するため、平成17年3月に「大山町人権尊重の社会づくり条例」を制定をいたしました。そして、平成19年3月に策定をいたしました「大山町人権施策総合計画」に基づいて、大山町、大山町教育委員会、そして大山町人権・同和教育推進協議会の3者が協力をして、部落差別をはじめあらゆる差別の、差別問題の、一日も早い早期解決を推進するために「人権・同和问题小地域懇談会」や「人権セミナー」「人権・同和教育研究大会」など、様々な啓発事業を実施しているところでもございます。特に「人権・同和问题小地域懇談会」では、昨年から普遍的な視点からのアプローチとして、「人権」そのものを学ぶことを、町内167集落すべてで行っているところでもございます。毎年1,100人以上の参加者があり、このような啓発事業を地道にかつ丁寧続けることが、大変重要だと考えておるところでもございます。

そのためには、小地域懇談会の進出者として中核を成します行政職員の研修の充実や、地域、職場、団体などの日常の活動に密着した推進者の養成を、今以上に力を入れていく必要があるものと考えているところでもございます。

この質問につきましては、教育委員長のほうにもございますので、教育委員長のほうからもたまわりたいと思います。以上です。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、教育委員長。

○議長（野口俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤百子君） はい。みなさんおはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまの岡田議員さんの「人権尊重の町づくりに不備はないか」というご質問に、教育委員会としてお答えをいたします。

まず、このたび発生いたしました差別発言の事象につきましては、例えどのような理由があったとしても、決して許されることではなく、わたしどももほんとに、残念な思いをいたしております。先ほど、町長さんが、ご答弁をされましたように、大山町は長い間にわたり、あらゆる分野で、そして日々人権教育・同和教育の推進に力を入れて取り組んでまいりました。決して人権尊重の町づくりに不備があると、いうふうには思っておりません。その成果もありまして、今までは、今では、本当に明らかな差別事象、差別発言というものも、本当に影を潜めてきたように思っております。一部では、もう同和问题は解決したのではないのか、もうその役割は、果たしたのではないのか、特別な施策は必要ないのではないのか、というふうに言われるむきもありました。そういうご意見もいただいております。

しかし今回の出来事で明らかになりましたように、また、先の9月議会におきま

しても、答えさせていただきましたように、教育委員会といたしましては、取り組みの一定の成果というものは認めておりますが、まだまだ解決に至ってはいない、まだまだ気を緩めてはいけない、地道に長く、長く、取り組んでいかなければならない問題だと、というふうに思っております。

今後このようなことが決して起きないように、それを目指しまして、町の人権施策総合計画に基づき、町長部局、町の人権・同和教育推進協議会と一体となった施策はもとより、現在も人権というものを大きな柱に、取り組んでおります幼児教育の分野、学校教育の分野、社会教育の分野におきましても、さらに一層の人権同和教育の充実に努める所存でございます。以上でございます。

○議員（14番 岡田聰君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田聰君） 答弁をいただきました。まっ、今回の差別発言、きっかけはいろいろあったかとは思いますが、普段はなかなか出てこないこと、こころの奥底に潜んでいることが、興奮した状態が出たのかなと思っておりますが、あの言葉、わたしらここ数年聞いたこともなく、また忘れていたような言葉でございます。死語となりつつあるせん称語だと思います。他の人間を動物並みに、人間として認めない言葉、非常におぞましい言葉だと、あえてわたしの口からは繰返ししたくない言葉ですが、今でもあのような忌まわしい、おぞましいせん称語を使って差別するのかと、愕然とし、とても残念に感じております。無力なわたしたちは、なんとか法令に根拠を求め、すがっていくしかございません。これまでの血の滲むような努力はなんだったのか、こころないひとことによって傷つく多くの方がわたしだけでなく、とても多くの方が傷つくと思います。このことに関して、もう一度どう感じておられますか、答弁をお願いいたします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 岡田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。また教育委員会のほうからも、また答えがあれば、たまわりたいと思っております。先ほども申し述べますように、ほんとにこの事件につきましては、非常に残念な思いをもっておりますし、これまで取り組んできましたいろいろな人権啓発の事業、活動、地道な小地域懇談会やセミナーであったり、いろんな場面での啓発活動等々が、ほんとにこうして一生懸命やっているにも関わらず、こうした事象として、出てくるということがほんとに残念でなりません。このような事象が起らないように、これからもこころして、教育委員会あるいは同和教育推進協議会のみなさん方とも連携を取りながら、取り組み進めてまいりたいという具合に考えておるところでございます。以上です。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、教育委員長。

○議長（野口俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） ただ今の岡田議員さんのご質問に簡単にお答えさせていただきます。わたしは、人権問題というのは、人が人として幸せになっていく、人間として生まれて、その男とか女とかに関係なく、あらゆる生まれや仕事や富などに関係なく、人として生まれて幸せに生きていく、それを支えていくための施策であり、それが人権の基本であるというふうに思っております。人のこころのなかにある闇の部分というものは様々ございますけれども、そして様々な努力をしても、解消できない部分もいくらかはあるかも知れませんが、教育委員会といたしましても、また町と一緒に なりまして、でき得ることは幼児教育の分野、学校教育の分野、社会教育の分野で懸命に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議員（14番 岡田聰君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田聰君） まあ、通告のなかでも述べましたが、国にも人権尊重の法令があり、それから大山町でも、人権尊重の社会づくり条例というものがございます。町民の方、ほとんどこれらの条文に触れることはなかなか稀だろうと思えますし、なかなか身近に感じないと思えます。いろいろ施策によって、学校現場、教育現場で、あの教育現場とか、あるいは社会教育とかでいろいろ施策、人権尊重の社会づくりの施策を進めていただいておりますが、これらの条例の周知といたしますか、もっともっと町民に知ってもらい、町内に暮らすすべての者の責務として人権尊重する、あるいは自らが人権尊重の社会づくりの担い手であるという、まあそういう意識を少しでも、町民のみなさんに認識していただくように、もっともっと啓発活動を、が必要だと思っております。人権感覚を磨くとよく言われますが、このことによって差別に気付き、差別をさせない、差別をしない社会づくりを目指すとよく言われますが、この人権感覚を磨くということをどう認識され、教育現場で、あるいは普通の、日頃の生活の中でどのような啓発を行っているのか答弁をお願いいたします。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、教育委員長。

○議長（野口俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） はい、ではただ今の岡田議員さんのご質問につきましては、教育長のほうよりお答えをいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい、非常に難しい人権感覚を磨くというご質問でございます。一番簡単なことを考えますとですね、人間関係がいいということが一番大事になってくるだろうというふうにわたしは思っております。今回の差別発言が出

たということに關しまして、町民のみなさんすべてとは言いませんけれども、わたしをはじめといたしまして、差別意識というのは、深いところで檻のようにあるんだなあと、まあ岡田議員さんもおっしゃいました。率直に思いましたし、これを契機にさらに人権教育に努力していかなければいけないというふうに思っております。で、人権感覚ってというのはよく言われますように、美しいものは美しい、そういったことが素直に言えるという、感覚だろうと思いますし、人間関係がいいところには、差別ってのは起こりません。で今まではいろんな大山町でも差別事象が起こったときに、差別発言をやめてというようなステッカーを貼ってですね、あるいは国・県もやりましたし、やったわけですがけれども、昨年これは「手をつなごう、みんなのこころもつながるよ。」って、大山小学校の6年だった清水君が標語を作ってくれましたし、この図案は、大山中学校3年だった坂田絵利香さんが作ってもらいました。

こういうことでないかなあという、今の岡田議員さんの発言を聞いてですね、人権感覚を育てていく、誰もがそういう研ぎ澄まされた人権感覚を持てばいいわけですが、まず第1番に「手をつなごう、みんなのこころもつながるよ。」という、これが1番その人権感覚を表しているいい言葉でないかなあという気がしますし、学校教育の中でも、保育所の中でも、あるいは小地域懇談会の中でも、小地域懇談会に参加いただきます方には、大山町の人権条例も配布したことがありますし、人権教育の啓発推進法についても、配付したこともございます。いろいろなかたちで、これからもやっていこうと思っております。以上でございます。

○議員（14番 岡田聰君） 議長。

○議長（野口俊明君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田聰君） 差別感情というものは、小さい時から体にすり込まれ、体にしみ付いてしまうというような感じを、考えをもっておりますが、色々な啓発によってそういう考えをなくしていく、あるいはせん称語などについてもほとんど一般的には使われないようなせん称語、それでもまあ、学校現場、教育現場では教科書などに載って歴史で学ぶことがあるわけですが、日頃使わないそのようなせん称語、もとは気持ちの、わたしの気持ちの中では、まったく知らないような子どもに教育するうえで、ほんとに必要なのかなという考えを持ちますが、歴史を学ぶうえで必要なのかなとは感じております。差別に打ち克つ人間を育てる、まあこういう意味で、色々同和教育をやっていただいておりますが、個人的には差別に打ち克つ人間といいますと、それに対抗するには無力なわたしたちが対抗するには、生き方そのものだろうと思います。自分が信念に基づいて誠実に生きていく、その姿が一番大切かと考えております。

また、それがすべてではないですが、ないんですが、差別に打ち克つには学力が非常に大切になるのではなからうか、学力をつければ、それはすべてではございま

せんが、豊かな生活の根拠を築くことができる、それによって子どもにも恵まれた教育を受けさせることができる。それによってまたいい仕事につけるといふ、最近派遣社員なんか非常に増えておりまして、収入が非常に少ない、生活がやっとなかなか結婚などもできないというような人たちが増えている、いるのを差別事象とまた別に、部落問題とはまた別に、わたしは非常に憂慮しておりますが、経済界はそういう派遣社員というものも、海外の安い労働力に対抗するためには必要だということであら、歓迎してはるようですが、わたし自身、ああいう派遣社員はなくなってほしいという願望がございますが、ああいう人たちもほんとに、今度自分の子どもなどに十分な教育を受けさせられない、といった感じ。まあ、わたしたちの仲間もそうなんです、昔からまともな職業に就け、就けない、収入を得られない。そういうことが貧困となり、子どもに十分な教育を受けさせられない。そういう貧困の連鎖が続いて今日まで来たと感じております。

それに打ち克つためには、できるだけ教育、高い教育を受けさせ、自分がほんとうに社会で、ひとつ、ひとり立ちできるような力が必要だと思っております。あの、同和教育で差別に負けない人間を育てる、そういう同和教育やっておりますが、そういう差別に打ち克つ同和教育、そういったものを、どう言いますか、貧困の連鎖をとるか、差別の連鎖、断ち切るために我々の力を付けないけんと思っておりますが、それがまた同和教育が非常にわたしたちには助けになつとるわけですが、その同和教育、人権教育今後の方針と申しますか、それをもうひとつご答弁を願いたいと思っております。

○教育委員長（伊澤百子君） 教育委員長。

○議長（野口俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤百子君） ただ今の岡田議員さんの重ねての質問にお答え、答えになるかどうか分かりませんが、例えば学校現場におきましては、いじめも、いじめもやはりそのひとつではないかと思っております。そういったいじめを含める人権に、まずその気がつく、気がつく力、それからそれを気がついたものを許さないという力、それは差別を解消する学力を付けていくということにもつながりますし、人として生きていく力にも、やはりつながっていくというふうに思っております。その根底にあるのは人を思いやる、その人の思いや願いを大切にするという、そういったことに、そういう温かなところ、それから仲間とともに高めあっていく、そういうことに気がつきながら、それを阻止する。仲間とともに阻止する。高めあっていく仲間づくり。といったような様々なことに関わっていくことだと思っております。で、それは人権とか同和教育だけでなく、人間としてのあり方、生き方にそのままつながっていくのではないかと、これは幼、子どものときから小学校、中学校、そして大人になっても大切なことではないかというふうに思っております。特にそのように思い、保育所で働いてくださっている方、小学校や中学校の先生方も、絶えず人権、同和

教育に対しては、学校、学級経営におきましても、もちろんその歴史の学習におきましても、総合学習の分野につきましても、様々なところで取り組みをしていただいております。その生徒も、様々な機会を通じて町民のみなさまや保護者のみなさんに広く、そういった場を提供しておられますし、例えばこの秋にもありました学習発表会などでもほんとに1年間学んできたそういった教育の成果を、見事に出して生徒たちが出してくれている、1年間通してそういうことを気づき、学び、許さない、そういう力をひとつひとつ積み重ね蓄えていっていると、そのために今も色々な現場で、沢山の方々が頑張ってくださっているというふうに思っております。また一層わたしたちも、新たに取り組むをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（14番 岡田聡君） 終わります。

○議長（野口俊明君） これで、岡田議員の一般質問は終わりました。ここでちょっと質問席の様態替えをいたします。

○議長（野口俊明君） 一般質問を継続いたします。次、13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 議長。

○議長（野口俊明君） 13番 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） おはようございます。わたくしは、あの一点だけ町長に伺いたいと思っております。仁王堂公園を拠点とするまちづくりはというタイトルで質問させていただきます。

仁王堂公園は、平成9年に、9年にふるさと創生事業で造られた施設でございます。今では週末には、町内外より、多くのファミリーや、グランドゴルフ等で賑わいを見せているところでございます。日本海が一望でき、景観が素晴らしいこと。交通のアクセスも山陰道の新設などで良好であり、芝生の広場、展望広場、遊具、また駐車場等、既存の施設が整っております。この施設を利用し、強固なものではなく、屋台村のイメージで、地域の産物である野菜、そば、豆腐などを販売し、イベントを企画開催し、人が集い、楽しみ、働き、大山町を、の目指しているまちづくりにつながるのではないかとということで、町長の伺いいたします。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、それでは小原議員の仁王堂公園を拠点とするまちづくりは、ということにつきまして、答えをさせていただきたいと思っております。

仁王堂公園を見ますと、先ほど述べられましたように、日曜日には、地元の皆様で、朝市で野菜など売っておられたり、町外からも多くの方が買い物にいられたりしているようでもございます。また天候の良いときには、グランドゴルフで町内の

方がたくさん利用されているのを見受けるところでもございます。町内外から、多くの方々に親しまれている仁王堂公園であるという具合に思っております。

さて、現在大山町では、集落に軸足を置いたまちづくりを進めているところでもございます。「集落の健康診断」によりまず話し合いを行っていただいたりしているところでもあります。その話し合いの中で、高齢者の方から子どもさんまで、集落内での交流をもっともつと活発にしていこうという意見や、思いが多く出ております。

また、すでにレクリエーションや、軽スポーツで交流しておられる集落もございません。そういった事例もたくさんございます。仁王堂公園ということの利用もございますし、また名和スポーツランドやふるさとフォーラム中山などでの町の施設を利用させていただくということ、そういう場面での集い、楽しんでいただく、交流をしながら、地域の活性化、あるいは集落の活性化につなげていただく、そういう方面でのまた仁王堂公園の活用も非常に意義あるのではないかなと思っているところでもございます。

先ほど少し触れられたかも知れませんが、この施設の利用活用にあたっては、おっしゃいます思いのある方々が話し合い、連携をし合って、まず取り組みを検討し始められてはどうなのかな、という具合に考えておるところでもございます。以上です。

○議員（13番 小原力三君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） まだまだあの、仁王堂公園ではですね、施設に不備といいますか、足りないものがございます。駐車場のトイレとか、そういうものも造っていかなきゃあならないと、というような思いもしておるところでもございます。

そして、やはり行政が、今も町長言われたように、行政が一から十までやるんじゃないかと、やはり行政は舞台を造る、芸をするのは町民だというような発想のもとで、今わたくしは質問をしておるところでもございます。まあ名和のスポーツランド、中山のふるさとフォー、フォーラムなかやまなどありますけれども、一応わたくしは仁王堂ということでございますので、仁王堂に重点を置きながら質問をさせていただきたいと思いますが、今申しましたように、トイレと駐車場にトイレが必要じゃないかということでもあります。まああの、あすこで子どもさんらちが遊んで帰られる、ただそれだけでなくして、そこに何か交流の場、グランドゴルフのおじいさんやおばあさんらちと一緒に話し合う子どもたち、そういうなんていうかコミュニケーションの場も広がるんじゃないかなというふうに思うのですが、町長、考えどうですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、小原議員の方から、コミュニケーションの場づくり

ということでの話しのなかで、トイレの駐車場等のご提案かなあ、という具合に感じておるところであります。ご案内のようにほんとに仁王堂公園の方ではたくさんの方々が、特に土曜日、あるいは日曜日に来ていただいております。トイレ等につきましては、グランドゴルフあるいは芝の広場の近いところにも東屋と同時に設置をさせて、設置がされているという現状があるわけでごさいます、まあ多方面での利用ということになりますれば、やはり先ほど述べられました中でほんとにあそこのほうで色々な利活用をしていく、町民の方々が色々な取り組みをされていく、そういった計画であったりとかプランであったりとかいうものが十分出ていく、そういった過程のなかでほんとに必要なということであれば、それはそれで検討すべき案件かなあという具合に思っておりますのでございます。

まあ先ほど述べられましたように、芸は町民の方々がいうことでおっしゃいましたけども、まさにわたくしもそのとおりだと思っております。町民のみなさんの方から色々な利活用の提案等々が煮詰まっていく過程の中で、必要なものが出てくるとするならば、そこはその段階で、また検討していくこともあるのではないかなあという具合にまあ、考えておるところでございます。

○議員（13番 小原力三君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） まああの、なにか協議会みたいなものを作って、やったらというようなニュアンスの言葉が出ましたけれども、やはりこれも仁王堂という地域の特色を活かしながら、観光大山にも結びつくんじゃないかなと、あそこにおいて大山を眺めた、天気がよかったら上がってみようかというようなことも考えられるんじゃないかということで、町長最後になりますけれども、もう一度、力強い、前向きに検討するという言葉をいただいて、わたくしの質問を終わりたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。力強いかどうかは分かりませんが、すでにご案内のように、仁王堂の方では日曜日、ふれあい市、地元の方々がですね、さっきも話のなかにもあったかと思えますけども、触れさせていただきましてけども、野菜あたりを朝市という形で、毎週取り組みをして、またそれがあてにして、たくさんの方々が来られたりということもあろうと思っております。やはりそこで活動しておられる方もあるわけでごさいますので、議員のいろんなそういった思いを、仁王堂で利活用していこうという熱い思いの方が、たくさんおられれば、そういった方々と話し合いを持たれたりして、議員がその中心になってですね、進めていただいたりするなかで、先ほどの提案をされることも検討する案件に付助してくることかなあと言う具合に思っておりますのであります。力強いかどうか分かりませんが、

以上の言葉に代えさせていただきたいと思います。

○議員（13番 小原力三君） 議長、終わります。

○議長（野口俊明君） 小原力三君の一般質問は、終わりました。ここでしばらく休憩いたします。再開は10時25分。25分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。続きまして、次、1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。それでは、通告の内容のとおり2問質問したいと思います。

まずひとつ目、サッカー場整備と山香荘再生計画について質問したいと思います。現在サッカー場の整備を中心とした山香荘の再生計画が進められております。山香荘を今後どのようにしていくのかという議論は、必要でありますし、サッカー場の整備も、うまくやれば町民のためになる施設になると考えております。

しかし、山香荘の再生計画は、サッカー場整備以外にも多くの方法が考えられますし、また、町内にサッカー場の整備が絶対必要だということであれば、例えば、山香荘周辺よりも名和総合運動公園周辺のほうが、利便性も付加価値も高いというふうに考えております。現在、山香荘のサッカー場整備に反対する意見が多く出ておりますが、その原因の1つとして、サッカー場整備と山香荘再生計画をセットで進めているからではないかというふうに考えておりますが、これらを分けて、検討する考えはないのか質問したいと思います。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい。竹口議員のひとつ目の質問でございます、サッカー場整備と山香荘再生計画ということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

竹口議員ご指摘のとおり、今回の名和地域休養施設の活用策につきましては、大きな議論が巻き起こり、町民のための再生策であるのかという地方自治、あるいは住民自治の根幹に関わる議論となってきたものと感じております。

さて、サッカー場と、サッカー場整備と山香荘再生を分けて検討する考えはないのかというお尋ねでございますけれども、確かに鳥取県サッカー協会からのご提案をいただいたところから発したことは事実でございますけれども、私は大山北麓、これを中心といたしましたところの広域の地域活性化策といった大きな視点のなかで、その取り組みを構想として提示をし、議論をお願い、あるいは議論をしていただいていると、いうところでございます。大山寺エリア、これを含めまして大山北麓の経済活性化について考察をしていきますと、神田陣構エリアの活性化、山香荘を中心とした名和休養、地域休養施設を核とした再生策を講ずることが、最も効率

的で、効果的であると思われるものでございます。観光りんご園、牧場、あるいはお茶園、そしていろいろな周辺の観光農園、あるいは名和太平記の郷、御来屋漁港、中山温泉、山陰道が開通をいたしますと、ほんとに近い中山温泉にもなります。

そういった既存の多彩な観光資源の再生、活用を考慮する必要があると考えております。サッカー場のみを整備するのであれば、神田エリア以外に、町内にも何か所も適地があると考えております。名和総合運動公園周辺もスポーツ施設の集積や、アクセスという意味でそのひとつでもあると思います。

ただ、そういった場合、整備の経費は別といたしましても、山香荘にはどういった活性策をこれから講ずればいいのか、神田・陣構エリアとしてはどんな策があるのか、山香荘など今のまま、あるいは放っておいていいのか、あるいは大山の旅館との連携は、というような様々な課題について検討する必要があると思っております。ある会社、企業の理念に、「ひと集まるところに、ビジネスチャンスあり」という言葉がございました。あくまでもサッカー場ありきではなく、大山町の経済活性化に取り組むのにあたりまして、この鳥取県サッカー協会のご提案を好機として捉えて、現在取り組んでおります大山恵みの里構想のなかで求められておりますところの「観光交流産業の推進」「交流人口の増加策」それを前向きに検討した結果の中で、現段階の構想の提起であるという具合に考えております。

なお、アクセスについてでありますけれども、鳥取県サッカー協会では、山香荘であることが特に不利になると、いうことはないと言明をされておられるところも、申し添えさせていただき、答弁に代えさせていただきます。以上です。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい。わたしは、感情論、感情的に反対であったり、またあの、町長が出された施策であるので反対です、といったようなことはありません。しかしその山香荘でのサッカー場整備というのが、ほんとに引かかる部分でありまして、地元産業への波及効果の最大化であると、ありますとか、町民の福祉向上、あとはその運営経費、低ランニング経費で運営できるかどうかとか、そういった点です、すべてその最大値がとれるような場所で計画するのが、一番だと思いますし、そういった場所で計画することによって、賛成する方も増えてくると思うんです。で、ちょっと短く質問をしたいと思いますが、計画の中です、まずサッカーグラウンドを2面人工芝、天然芝を整備される計画であるということですが、グラウンドが2面ないとサッカー協会のフットボールセンター整備助成事業の認定要件にならないのかどうか、また2面必要な理由、これをお答えください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。竹口議員のグラウンド2面ということについてのお答

えをさせていただきます。補足として、担当課のほうからも、述べさせていただきますと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

まずグラウンド2面ということについてでございます。すでに山香荘の生い立ちといますか、経過のなかでは度々申し上げておりますけれども、30年ほど前になります、29年ですか、地域の活性化という形のなかで、特に交流人口を増やしなから、たくさんの方々に町内外の方々に来ていただいて、あそこの夕陽ヶ丘神田、ほんとに素晴らしい立地にあるところ、地域の目玉として、活性化策として、取り組まれた経過があると思っております。その当時のなかで、このグラウンド、当時は野球場、ソフトボールができたり、野球ができたというグラウンドでありました。しかし時代の流れのなかで、利用のニーズ等考えながら、多分その当時検討された結果、正式な面がとれない状況ではありますけれども、サッカーのグラウンドの芝化にされたという具合に理解をしております。以来、利活用という、特にグラウンドという形のなかでの利活用は、サッカーの方々が中心に今日まで、利活用していただいていると、いう具合に思っております。ただ、この30年来進めていく形のなかで、利用の方々が本当に、しだい次第に減ってきているという現状も、ご認識のとおりだと思っております。

今そういった過程のなかで、このサッカー場を2面ということの思いでございます。まず、経費の問題もでございます。これも、先ほどらいから話しをさせていただきました。推定で、概算でありますけれども、3億5,000万という数字を事業費として、計上させていただいております。しかし、これの経費の問題もできるだけ町費の持ち出しを減らすという視点のなかで、先ほど話しがありました助成事業、日本サッカー協会の7,500万、あるいは今チャレンジをしておりますサッカーくじの関係7,500万、1億5,000万、あるいは辺地債という事業。そういったものを進めていくなかで、このサッカー場がさらに再生をして・・・失礼、山香荘が再生をして、さらにたくさんの方々にここに来ていただく、交流人口を増やしていくという過程のなかで、サッカー協会と協議をしていくなかで、2面という構想が出てまいったところでもあります。人工芝、そして天然芝の2面があることによって、非常に利用率が高まるということの提案、あるいはそれに対する助成ということで、この2面を現在検討し、提案をさせていただいております。助成事業等の内容等について、担当課の方からも、利用の関係を含めて述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。ただ今の町長の答弁に、追加で若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、フットボールセンター認定の要件としての面数の問題でございます。サッ

カー、日本サッカー協会が決めました都道府県フットボールセンターの認定要件という規約というか、決まりのなかでは、サッカーの公式戦が開催できる広さのピッチを確保できる面積を有する人工芝、もしくは天然芝のグラウンドとするという記述となっておりまして、面数に対します制限、決まりは記載をされておられませんので、これは2面であることが認定の要件であるということはないと、いうふうに理解をしております。

で、続きまして、なぜ2面という計画にしているかというところ、先ほど町長の方が答弁をさせていただいたとおりでございますが、追加をさせていただきますと、鳥取県サッカー協会さんとしては、この人工芝と天然芝を組み合わせることによって、2面を有効活用することによって、特に合宿等の利用におきます優位性、そして誘致の優位性ですね。それと諸大会を行うときの、効率開催が可能となるといったようなところで、この施設としての価値がかなり、いわゆる面数が倍になる以上の価値が向上するというところで、2面を提案されたというふうに理解をしております。以上です。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、2面あればですね、合宿誘致がしやすいとか、大会が誘致しやすいといったことは分かりますが、しかしその、合宿であっても、大会であっても、1面いいグラウンドがあるだけでも、十分誘致、現状よりは誘致できる、数が多くなると思います。またその、例えば名和総合運動公園、まあ陸上400メートルトラックがあるかと思いますが、その内側、今そのきれいにあまり整備がされていないように感じますが、そこを改修するというのであれば経費が当然安くなりますし、まあ、2面取らないということであれば土地取得も必要ありません。

山香荘で計画する場合は、土地取得も必要だということが出てきますが、2面必要であれば、総合運動公園周辺にもう1面分の土地を取得、同じ土地を取得するならですね、そういった方法も考えられると思います。

で、その他に、都道府県フットボール認定事業、認定要項の中には、サッカー場の広さピッチサイドが105mかける68mであるとか、その他にふたつですね、夜間照明施設があること、まあその、細かい数値が色々あって、平均照度が200ルクス以上になるとか、被照明面積が7,140㎡以上になるとか、そういった要件はあるわけですが、そのようになるように現在の照明を改修したり、またクラブハウスは、今のトレセンをする改修と認定要件であります、その事務室、会議室、談話室、更衣室、用具室、シャワー室、医務室、カフェテリア、これは多分セルフサービスの食堂のことだと思いますが、カフェテリア、それから調理室、トレーナー室、託児室などということですが、これは一部改修でできそうな気がします。

まあその、行政側、町長も様々な検証をされたということですが、今提案したですね、名和総合運動公園周辺を改修して、誘致するというような計画を、今ちょっと提案させていただきましたが、この中で、今まで数多く検討されたかと思しますので、名和総合運動公園だと駄目だという部分、指摘があれば答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。議員の話のなかで、名和運動公園のエリアでの検討ということ、駄目の理由というような話しでございましたけども、駄目というような捉え方は持っていないんですけども、逆に山香荘の利活用、再生計画という捉え方のなかで、2面整備をしていくと、そして大きな大会、あるいはたくさんの求めがあるときには、名和の運動公園グラウンドの中にあります、先ほど述べられました芝のスペース、こういったところも、サッカーとしての1面の利用が可能では、あるんだろうなという考え方、あるいはそういう思いを持ったりしてはおります。

ただ、それに向かって整備をしていくというようなことは、検討したり詰めたりはしておりませんが、多様なたくさんの方々が集まってこられる大会等になったときには、そういった場所での利用も可能になるんだろうなという話しはしたり、したことはございますし、またそれも可能であろうなと思っております。

従いまして、これが駄目という捉え方についての検討をしたことはございません。ただ、山香荘の再生計画ということが、大きなテーマの中で検討し積み重ねてきております状況でありますので、今の提案をさせていただいておるのが現状であります。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、そこで今、答弁でもありましたけどもやはりそこでネックになるのが、山香荘の再生計画ということで、わたしは山香荘の再生計画と、サッカー場の整備は分けて考えたかどうかということを主張しているわけですが、のちほど山香荘の再生計画については話しをするとしまして、まず総合運動公園周辺にサッカー場を造ったほうが良いというメリットを挙げたいと思います。

例えば、名和総合運動公園周辺に、サッカーグラウンドを造った場合に、現在の山香荘のような宿泊施設がない、ということが考えられるかも知れませんが、町長並びに行政側が出されております資料のサッカー場整備による波及効果では、一番最初に大山寺旅館街への宿泊客増、という波及効果が述べられております。その先日のですね、鳥取県サッカー協会の説明でも、山香荘の立地のなにかがいいのかということをお聞きしましたところ、最初に出てきたのがグラウンドに、グラウンドの近くに、シャワー、着替え、雨でもご飯、弁当が食べられるスペースがある、という

ことが大きな魅力だというふうにおっしゃっておられました。で、その後様々な話しのなかで、安く宿泊できるというような話しも出てきましたが、これは隣接していなくてもいいんだと思います。雑魚寝ができて安いところだったらいい、というふうにサッカー協会さんもおっしゃられてますし、であれば名和総合運動公園周辺を改修して経費を抑えて、宿泊は山香荘使ってもいいし、中山の友好館のほうを使ってもいいし、あるいはその旅館組合への波及効果を最大化するのであれば、町が宿泊施設を持たずに、宿泊は旅館組合さんにすべて任せますよ、というような方向で持っていったほうが波及効果は大っきいはずなんです、とわたしはと思いますが、町長はどのように考えられますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、竹口議員なりに今の提案のメリットを述べられたのだらうと思っております。今の提案を振り返るなかで、では今の現状の山香荘の取り組みは、今のままで行くのかということに、わたしはつながると思っております。度々申し上げますように、本当にこう素晴らしい場所での山香荘、でも利用が伸び悩んでいる、逆に活性という意味合いからしますと、どんどんこう弱くなってきている。一方では、定額のあるいは多額の町からの持ち出しがある。そのことを踏まえて、長い充電というスパンのなかでの利活用を考えたときに、トータルとして、非常に経済面でも、あるいは将来の山香荘の活用、山香荘を蘇らせていかなければならないという視点の取り組みとして、今の提案をしているところでございます。竹口議員の思いのなかでの視点でのメリットもあろうと思っておりますけれども、やはりその、これを計画したところのスタートの視点をですね、ご理解を願いたいなという具合に思います。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、今そのサッカー場の話、議論したいわけですが、何分山香荘の再生計画のほうに話を戻されますので、ちょっと次はそちらの方から質問をしたいと思いますが、今その山香荘の再生計画では、三つの案のなかで、サッカー場の整備をしなければ、サッカー場の整備はもうどこにもしませんよと、というような選択しかありません。継続するのか、廃止するのか、サッカー場を整備して、サッカー場を整備するのか、といった三つの構想以外は示されておられません。そのわたしはですね。山香荘再生にその三つの構想しかないということで、これを山香荘の三構想と呼んでおりますが、これがね、四構想、五構想、六構想あってもいいと思うんです。で昨日ですね大森議員が質問されたなかで、様々な提言がありました。わたしもですね、その地域休養施設は、町民の憩いの場にならないといけません。例えばですね、現在の状態で、失礼ながらその存在目的も、ちょ

っとよく分からないまま、年間1,500万円という費用がかかっているというのは、本当に無駄に思えます。しかしですね、例えば公園として整備するなど、町民、その多数の方が利用するうえで、町民福祉の向上として年間費用がかかるというんだったら、まだ納得ができると思うんです。で、例えばその遊具を整備する、ですねえ。フィールドアスレチックぐらいになりますと、民業圧迫にもなるかと思いますが、それほどならないものを、まあみんなが行きたくなるようなものを整備するですとか、小さい子ども連れの親子、孫を連れておじいさん、おばあさんが来られる。それから、小学生が友だち同士で、あそこまで遊びに行くのは大変でしょうから、巡回バスを使うといったような、いろんな複合的なメリットも考えられますし、例えば若いカップルがその山香荘の公園、整備された公園でデートする。町長はですねえ、再三本会議で「夕陽が丘」というふうにおっしゃられてますが、「夕陽の丘」ではないのかなというふうに思いますが、夕陽がきれいに見える、夏場ですと恐らく島根半島よりも海側の方に沈むきれいな夕陽が見えると思いますから、そういった景色を売りの公園にするですとか、まああるいはその、運動する人が多いということであれば、遊歩道を整備してウォーキングコースなど作ってみる。また、日本全体ですね、ペットの数が、15歳以下の子どもの数よりも多いというふうに言われておりますが、ペット連れで散歩したり、遊んだりできる芝生の広場を造ってもいいですし、ドッグランのようなものを造ってもいいですし、例えば遠足、町内外から、遠足の誘致をして、平日でも人が多いような公園にするですとか、保育所の活動として、そこに遊びに行くとか、もうなんかいろんな活用方法は考えられると思うんです。やっぱりその山香荘の再生計画というのは、本質に戻って町民福祉の向上、人々の憩いの場にすればいいというふうに思います。

昨日ですね、教育長が杉谷議員の答弁でですねえ、中学生が大山町に住みたくなるには、どうしたらいいのかというような話がありました。そのなかで、自分が住んでいるところがいいところだという認識、誇りを持つことが大事だというようなお話をされましたが、例えばその建物、サッカー場があるからといって、それが誇りになるとは思えません。直接的な誇りにはならないと思います。やっぱり大山町を、僕が思い浮かべるなかでは、遊んだ経験ですね、大山町でこんなことをした、そこで過ごした経験とか、体験っていうのが、やっぱり誇りだとか思い入れにつながるのだと思います。

で、こういう計画をですねえ、すでに検討したと、まあ検討した、されたのか、されてないのか分かりませんが、検討されないのか、または検討したということで、議論するときが、もう3月までにほんとの場しかないように感じておりますが、その理由としては、あまりにも急ぎすぎに感じるんですね。そのほかの議員も何人も発言、発言しておりますが、その答弁のなかでは、サッカー協会の補助金7,500万円が出ないかも知れない、今じゃないと出ないかも知れない、ということで

す。

しかしですね、日本サッカー協会の助成事業というのは、2012年度まであります。ある予定です。その早く助成、早く申請しないと助成されないというのは、県サッカー協会にすごくせかされているような気がするんです。で、最終年度だと助成されにくいというような憶測がありますが、わたしはそういうことはないんじゃないかなというふうに思っております。その理由としまして、日本サッカー協会がこれは宣言されております。公式ホームページ等にも載っておりますし資料等にも載っております。全都道府県にフットボールセンターを整備したい。整備することを目標にされているから、助成、最終年度だから助成されないということは、まずないのではないかとというふうに思います。で、鳥取県内では、大山町が色々考えている間に、ほかの候補地に鳥取県フットボールセンター造られるんじゃないか、というような危惧もあるかと思いますが、先日の説明で県のサッカー協会としては、大山町が駄目なら、鳥取県にフットボールセンターはもう造らない、できないのではないかとというふうに説明をされておりました。つまりですね、どうしても日本サッカー協会、鳥取県サッカー協会としては、フットボールセンターを造りたいんです。ですので、一年待ってもですね、助成の面、今すぐその7,500万円の補助の問題をおっしゃられますが、助成の面では問題がないというふうに思っております。1年程度の議論する期間であれば。

あの、ここからが質問の本題になりますが、その今すぐじゃないと日本サッカー協会から助成金が出ないという行政の判断、町長の判断というのは、サッカー協会がですね、過去の助成決定時の計画評価でありますとか、なかには条件付きで採択されたもの等もあります。またその助成が決定される確率、こういったことを調査して判断されたのでしょうか、答弁願います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、たくさんのお話しをいたadenaなかで、特に補助金、一年待って、ではどうかというような、話しのなかでのご質問かなあという具合に思っておりますが、先般も議会のみなさんのほうで、担当者を交えて意見交換をされたということのなかで、色々なご質問をいただいているというぐあいに思っております。この補助金ということについて、先ほども来年もあるんじゃないかという話しがあったという具合に今理解をしておりますが、多分その話しのなかでもその今のタイミング、今のチャンス、これは確かなものが手ごたえとしてある。しかしその次の年には、確かではないというご発言も、多分あっておるんじゃないかと思っております。

わたくしどもが、行政として、施策を提案をして取り組んでいくという形のなかで、あまりにも不透明な補助であったり、助成であったりという制度であったりと

か、いう形のなかでは、わたしは進めていけないというぐあいに思っております。1年延ばかしたことによって、今確かな可能性の非常に高いものが、なくなってしまったときには、どうするだということだって逆にご指摘を受ける、場面でありませぬ。

特にこういった事業あるいは経済活性とかいう取り組みについては、やはり2年、3年、4年かけて熟成をして検討していくという手法、これもわたくしは非常に大切だというふうに思っておりますけども、今このタイミングでしかないという大きな機会を得る、捉えるということも、わたくしは今、求められているものではないのかなあと思っております。1年待つということ、あるいは補助制度の色々な問題のご指摘はあったかも知れませぬけども、与えられた今の、検討しております今のこの提案のなかで、わたくしはサッカーくじの関係、そしてこの日本サッカー協会との関係、合せての合計額、そういったことを踏まえるなかで、ほんとに1円でも、100万でも、1,000万でも、少ない金額で取り組んでいくことが、今一番大切だろうとわたくしは、わたしのこの位置におけるものとして、責務であると思っております。行財政改革の審議会のなかでも、色々な議論がございました。みなさん方も健全な財政ということをご指摘もいただきます。そういった視点も含めて、このたびのご提案を、この好機として捉えておる、そして提案をさせていただいておるということでございます。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、今の答弁をお聞きしますと、やっぱりその県サッカー協会からの情報だけを鵜呑みにしているといいますか、信じすぎてる側面があるのかなというふうに思います。2010年度、今年度現在ですとねえ全国にフットボールセンター、まだ整備されていない、または助成が決定されていない都道府県というのは、17近くあります。青森、山形、福島、群馬、富山、石川、福井、愛知、岐阜、鳥取、岡山、香川、高知、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄などがあります。これはあと3年度、3年間のうちに整備するということですが、まあ1年あたり、6施設、7施設ぐらいになろうかと思いますが、このような状況で、年度が最終年度になったからといって助成されないというのは、本当に信じ難い話であると思ひますし、その点はですね、県サッカー協会、県サッカー協会と日本サッカー協会というのは別組織になりまして、下部団体かも知れませぬが、別々に運営されているものですので、日本サッカー協会とですね、そういった話をされて、助成金に関してですね、そんなに詳しい要項など教えてもらえないかも知れませぬが、もうちょっとその、今すぐじゃないと駄目だというような議論ではなくてですね、最終年度でも助成金が出るのかどうかというような確認をされてから急がれる、もし今じゃないと駄目だということであれば、急げばいいと思ひますし、そういった確

認をされてから、進められてはどうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、先般の、竹口議員の質問のなかで答えさせていただきましたが、担当課長の方が先般の議会のみなさんとの、そして担当者とのなかで出席をいたしております。多分、そういったことにも触れておるといふ具合に思っておりますので、担当課長の方からそういったことについても、少し述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 失礼いたします。 サッカー協会の助成金のいわゆる補助金としての交付見込みということでありまして、ご指摘のサッカー協会の言葉をあまりにも鵜呑みにし過ぎていないかということでもあります。まあ信頼関係がないとできない事業だというふうに思っておりますので、疑ってかかるのはどうかというふうにも思います。ただ、裏づけは必要だというふうには思っておりますので、ご助言は尊重させていただきたいなというふうに思いますが、先般の県サッカー協会の事務局長さんの説明でいきますと、最終年度に手を挙げる見込みのところ、すでに8、8府県ですか、あの、あるというご発言がございました。で、最終年度に補助金を受けるためには、来年度に、2011年に手を挙げる必要があると、で2011年に補助金を受けるためには、2010年度、今年度中に手を挙げる必要がある。まあ、3月の理事会で内定がする、されるということでありまして、実質あと3か年あるのではなくて、今年度分はもうすでに決定済み、というふうに聞いておりますので、実質あと2か年で、残ってる16、17のところ、いくつ手を挙げるかということなんですが、来年度であれば、鳥取県が手を挙げてもらえないかと、いうことをサッカー協会の方が、事務局の方が言っておられますし、専務理事さんですか、日本協会の方に伺う、何度か実は足をたてていただいて、理事、他の理事のみなさん等にご相談をいただいたなかで、今年度中に手を挙げて、来年度の助成対象としてであれば、まっいい感触が得られたと、で最終年度については、高田事務局長さんの言葉を借りますと、自信がないということでもありますので、助成、サッカー協会の助成金を受けようと思えば、今年度中に意思決定をする必要があるのではないかな、というふうに考えておるところです。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、やっぱりまあ最終的には、その県サッカー協会の意向ということもあるようですが、現実的には来年度中に手を挙げて、助成金が出る可能性は十分にあるというふうに思っております。

時間も限られておりますので、最後にですね、もう一度戻りますが、町長の思いを聞きたいと思えます。総合運動公園にですね、名和総合運動公園にサッカーグラウンドを造って、県サッカー協会に指定管理をしてもらう、というところのメリットは、先ほども色々と述べましたが、それ以外にですね、現在のトレーニングセンター、トレセンなどの指定管理料を、もしかしたら削減できる可能性もあるでしょうし、例えば立地を活かしてですね、名和神社を使って、合宿誘致をして、合宿の選手たちがそこで必勝祈願するとか、なんかそういったことも考えられますし、400mトラック内にですね、サッカーグラウンド1面造りますと、フットサルコート2面くらい取れる広さがあります。恐らく、近くでは松江とか、そのような形態になってたのかなというふうに思っておりますが、昨日の町長の答弁のなかで、幅広い世代でフットサルが広がれば、というような話をされておりましたが、今ですね、提案したような400mトラック内に1コート、サッカー場を造って、フットサルコートを2面というようなことをしたほうが、そういう整備、施設整備をしたほうが、町長の思っているのは、実現できるんじゃないかなというふうに思いますが、どういうふうに考えておられますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 失礼いたしました。名和総合運動公園での、周辺での整備、あるいは利用ということについてのご質問であったなあ、という具合に感じておるところでございますけども、度々同じことの繰返しだと思います。確かに名和総合運動公園に設置を、周辺に設置していくことに際しては、それはそれなりのメリットがあり、色々な展開も可能になるんだろう、というぐあいには思っておりますけれども、やっぱり元に戻ります山香荘の利活用という視点のなかで、やはりこの提案さしていただいております。

特に、利活用という意味合いでですね、みなさん方のほうに十分まだ、ご理解いただけてないというところもありますし、昨日も吉原議員の方から、そういった利活用の方策について、受けていただくとするならばその、例えばサッカー協会、あるいは行政それに加えて利用をほんとにさせていただくたくさんの恒常的な、サッカーを通じて、たくさんの交流人口が集まってこられるわけですので、そこに集まってこられる方々に、色々な経済的なお金を落とすといこ、いただくようなそういった取り組みをしていくうえでの、地元の方々への参画、そういった話も、一体となってしていかなければならないというお話もいただきましたし、わたしも同じ思いをさせていただいたところがございます。

利活用という意味合いのなかでは、今可能性という形で様々な、大山からですね、日本海までという色々な視点のことや、話をさせていただいておりますけども、残念ながら、指定管理事業者ということについて、めどがついて、話の方向性が詰ま

ってないという状況でありますので、具体的な取り組みあるいは検討ができないというのは、現状であるということは、ご理解願えると思っております。そういった取り組みを、みなさん方のほうのほんとうにご判断のなかで、示していただけるということになれば、今可能性として、色々な話をさせていただいております案件について、踏み込んだ形のなかでほんとうに官、民、行政もそうですし、民間力もそうですし、住民のほんとうに関係をしていただく方々と一緒になって、具体的な取り組みの話し合いも出来るんじゃないのかなという具合に感じております。ただ、残念ながら、今非常に流動的な状況でありますので、その部分には踏み込めれないと、例えばそれが踏み込んでいたとするならば、議会のみなさん方は決まってないことなのに、なんでそこまでするんかいなというご指摘もですね、逆にいただいたりするところだろうと思っておりますので、そういった思いのなかで、ほんとうにあの昨日も野口議員の方から、バラ色の計画ではないかという話もいただきましたけども、決してそうではないということ、話をさせていただきたいなと思っておりますのでございます。十分な答弁になるかどうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） えーっと、まあその町長のフットサルが、もっと幅広い年代に広がればいいなというような答弁が、明確なものがありませんでしたが、時間がないので、次にいきたいと思えます。

ふたつ目の質問としまして、税金の使い道が選択できる制度を、ということで通告しております。全国でもまだ数は少ないですが、寄付条例を制定する自治体が今増えております。寄付条例は、各自治体で多少の違いがありますが、概ね、政策や事業に対しての寄付を募り、集まったお金で政策を進めたり、また事業の財源の一部にしたりする仕組みを定める制度であります。行政側のメリットとしましては、住民の関心が高い政策や事業が把握できること、漠然とした自治体へのふるさと納税よりも、寄付額の増加が見込めることなどで、寄付する側のメリットとしては、ふるさと納税の優遇税制が適用されること、また納める税金を寄付に変えることで、実質的に税金の使い道が選択できることなどがあげられます。このような制度を創設する考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、竹口議員のふたつ目の質問でございます、税金の使い道が選択できる制度についてということについて、お答えをさせていただきます。

まず、「寄附条例」についてでございますが、議員指摘のとおり、全国でこうし

た条例を制定する自治体が見られところでございます。内容はそれぞれの自治体で異なりますけれども、一般的には、事業ごとに基金を設置をし、一定額を積み立てた後に、その目的の事業を行うような内容になっており、こうした寄附金の使途や運用方法を定めたものが、基金条例に対する基本条例として位置付けられる構造になっております。これらを大別いたしますと、複数の事業・基金を包含するものと「ふるさと応援基金」のみを定めているものに分かれていますが、目的や運用は各基金条例に明記をいたしておりますので、内容が重複する傾向にあります。

また、寄附金の使途の選択肢を増やしている自治体もございますが、ふるさと納税の申込書のバランス上、現行の3種類いわゆる自然環境の保護、地域福祉の向上、教育の振興を超えるものと書面が複雑になる恐れがあるということでもあります。

また、これらの使途以外でも、町長が定め、必要と認める事業に充当することができますので、その場合は余白にその旨を記入していただき、ふるさと納税の優遇制度をご利用いただいているところでございます。そして、こうした運用によって現在でも、寄附の受け入れをいたしているところでございます。

既存の今ありますところの「大山町ふるさと応援基金条例」による規定とその運用で、実質的には、寄附条例を制定をしている状況とほぼ同じ環境にございますので、寄附条例の必要性はあまり感じていないところでございますけれども、寄附の使途や成果をうまく周知をしている自治体もございますので、平成21年度の寄附金の使途については、平成23年用のチラシに掲載をし、これをホームページにも記載をしているところでもございます。徐々に実績も上がりつつありますけれども、引き続き納税をしていただきやすい環境づくりに努力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長。

○議長（野口俊明君） 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） はい、今答弁をいただきましたが、その現行のいわゆるふるさと納税に関するものでは現行の3種、自然環境の保護、地域福祉の向上、教育の振興、まあこれを超えると書面が複雑になるというような答弁がありました。別に書面が複雑になるとかっていうことは、行政側の都合で、書く方はどちらでもいいのかなあというふうに思いますが、それよりもですねやっぱり寄付する用途、この選択肢が増えるということに意味があるように思います。例えば県内ですと南部町が「桜の並木保全」ですとか、「古代神話」がどうか、「スポーツ振興」がどうか、「稀少動物」のとか、細かくほんとに分かれてるわけですね。それを選んで寄付するような形、やっぱりですね、自分の寄付するお金が、漠然と、まあ行政全体で使ってくださいよというのと、こういう事業に使ってほしいんだってことで寄付されるっていうのは、すごく意味合いが違ってきますし、そういうふうに、そういう制度を利用する人も増えてくることにつながると思います。

それにそのメリットとしましては、そういったこと以外にはですね、例えばその民主主義社会ですので、今は間接民主主義ということで、それぞれが選挙で政治家を選んで、行政の運営などなどを任せているわけですが、例えばその様々な政策を用意することによって、町民がどういう事業に、どういう施策に興味があるのかといったことも計れると思います。例えばですね、大山町で特色のある、まあ今もあります、自然環境の保護等もありますが、それをさらに分けてですね、大山の保護なのか、それ以外の様々な細かい保護なのか、といったところを分けるというようなことも考えられますし、昨日もありましたが小・中学校の校庭を例えば芝生化しようといったときに、ランニングコストがかかる。どうしても小・中学校の芝生化をしたいなというふうに考える住民グループですね、行政側にそういった校庭の芝生化に関するようなものに寄付できる政策を、メニューを準備してほしいというふうに要望します。で、そう、それで町が告知することによってその芝生化の事業に寄付する人もいれば、その住民グループの活動によって、活動の輪の拡がりによってそのメニュー、その寄付に、寄付メニューに寄付するという人も出てくると思います。例えばそれでまったく、校庭の芝生化というメニューを作ったときに、そこに寄付がほんとに集まらないというようなことがあった場合には、その政策にニーズがなかったんだと、町民ニーズがないんだということも判断できると思いますし、このような仕組みを作るということは、町民、自治のその原点であります、自ら考えて自ら行動するというところに、すぐくつながっていく制度になるかと思えます。やはりですね、その地域主権が叫ばれますが、一人ひとりの住民の考え方っていうところも、かなり重要になってくると思えます。やはりですね、国のその中央集権というのを変える、変えていくためには、そうやって自治体が細かく色々と動いていく必要、制度の変更等も必要だと思いますが、その実際にですね、住民がまちづくりにもっと関わっていく、仕組みのひとつとして、そういう寄付条例をもっと細かいメニューで細分化してやっていくような必要があるように思いますが、町長はどのように考えておられますか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい、竹口議員のこの寄付条例ということについての思いをいただいたところでございます。今ありますところの「ふるさと納税」、大山町でいきますと、ふるさと応援基金条例ということでございますけれども、まあこれのスタートは、全国的にこのふるさと納税というものがスタートしたところでは、ふるさとを思う町外の方々、あるいは県外の方々に、そういったふるさとを思って色々な形での応援をしていただきたい、納税に対しての控除がありますよという制度がスタートであったのではないのかなというぐあいに思っております。で、それに基づいて大山町の方では、大山町ふるさと応援基金条例というものを作っております。

これが基本的には、町外の方々へのどちらかという発信、ふるさとを思って応援してくださいというところが、大きなベースになってきていると思っております。竹口議員の、今のご提案ですと、やはり町内の方々の方へのアプローチ、そういった視点のなかから、寄付条例を作ってはという視点かなあというぐあいに聞かせていただいたところでございます。

地元の方々にそういった思いを持ってですね、お力をいただくということもこれから、必要であると思えますし、また検討もしていかなければならないことかなあと思っております。先ほど賜りましたそういった地元の方々へ、大山町内の方々へということも視点に置く寄付条例ということでありますれば、またこれもいただいたご意見を、参考の意見とさせていただいて賜りたいなというぐあいに思うところでございます。以上です。

○議員（1番 竹口大紀君） 終わります。

○議長（野口俊明君） これで竹口大紀君の一般質問は終わりました。

○議長（野口俊明君） 続きまして7番、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） はい。質問に入ります前に議長、わたしの質問予定時間を一応40分予定しておりますが、長くても45分までには終わりたいと思っておりますが、12時を回ると思いますが、最後までいかしていただいでよろしいでしょうか。

○議長（野口俊明君） ええ、あの、7番の近藤大介議員の一般質問に入りますが、近藤議員の予定された時間は、本人申告で40分であります。12時を超えることが予想されます。このまま一般質問を、予想されますが、そのまんま、12時を回っても一般質問を継続していきたいと思っておりますので、お諮りします。議員の皆さまに継続することに関して異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認め会議を12時を回っても続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。一応議員の皆さま60分は基本的には、持っておられるわけありますので、続けていきます。それじゃあ、近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） そうしましたら、最後になりました。今回は1点だけ、今定例会で大変話題になっておりますフットボールセンターの整備ということについて、町長にお尋ねをいたします。

今朝の新聞には、「反対の声相次ぐ」というフットボールセンターでございます。山香荘に整備が計画されております、天然芝と人口芝、各1面、合わせて2面のサッカー場についてでございますけれども、私は、この事業は必ず様々な利益を町民にもたらすと考えております。是非とも進めて頂きたいと思うわけですが、この構想が明らかになった1年前から、ずっとそのように申し上げてきました。確かに昨

日今日の一般質問でも明らかになったように、議員の中にもまた町民にも、この計画について、疑問に思う声ですとか、はっきりと反対だとする意見も多数ございます。

本日は、この後、この問題に関して、議員全員によります意見交換会も予定されておりますけれども、それに先立ちまして、なぜ今サッカー場なのか、どうして山香荘のあの場所なのか、改めて町長のお考えを質しながら、フットボールセンター建設の意味を考えたいと思います。

そこで、2点お尋ねします。はじめに、そもそもこの施設を整備建設する目的は、なんですか。改めてご説明下さい。

2点目、私はこの施設ができれば、様々な効果が得られると考えております。なにより、観光の視点から考えて、この施設が、大山町の観光資源の一つとなり、大山町を町外にPRする一つの拠点になると考えております。フットボールセンター建設と観光振興との関わり、位置づけについて、町長のお考えをお聞きしたい。以上2点について、答弁を求めます。

○議長（野口俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員のフットボールセンターの整備についてということにつきましてお答えを述べさせていただきたいと思います。

まず、ひとつ、整備の目的はということについてでございますけれども、これまでの他の議員の方々への答弁との重複になる部分もございますけれども、一言で申し上げますと鳥取県フットボールセンターとしての認定を受け、多くのアマチュアサッカー人口を大山町に集めると共に、従来からの根強い山香荘ファンの皆様を山香荘につなぎ止め、更に消滅していたしてきておりますところの地元利用を復活させる、そのことによって大山北麓を中心とした地域の経済活性化を推進していこうとするものでございます。もう少し具体的に申し上げますと、利用の低迷が続いております名和地域休養施設の稼働率向上に伴います収益の向上、ひいては町民負担の軽減、遊休町有地化の防止、そして周辺の観光りんご園をはじめといたしますところの観光関連産業再生の拠点施設としての役割、これの再構築。また、現在も取り組みを始めておりますところの大山ツーリズム。これの推進に伴いますところの体験型、交流型、あるいは滞在型商品の拠点の施設として、現在本当になくなってきておりますところの地元利用の復活、あるいは、青少年健全育成のための活動の施設、鳥取県サッカー競技界の底辺の拡大・レベルアップ、そのための拠点施設などいろいろと考えるとところはございますが、現在鳥取県西部地区には非常に少ないアマチュア用の正式芝サッカーコートをここ神田地区に整備することによって、大山北麓全体の価値の向上、大山寺の旅館街等との合宿誘致の促進や知名度向上など観光の交流施設として大きく私は躍進をしていく、そして経済効果を波及していく

ものと考えており、本町にとって、大きな経済活性化の拠点の施設となっていくものと考えております。またそれが、最大の目的であると考えております。

二つ目に観光振興との関わり、位置づけはということについてでございますが、本町の基幹産業のひとつであります観光事業振興のキーワードは体験型、交流型、滞在型の新しい旅のかたち、今進めております大山ツーリズムの推進によりますところの「観光交流産業の確立」であると思っております。

わが大山町は本当に国立公園大山のてっぺんから日本海まである豊富な資源を有しております。これを生かしていく、輝かしていくことであると考えております。そして、この大山ツーリズム推進の拠点の一つが山香荘を中心といたします名和地域休養施設であると考えておりるところでもございます。繰り返しになる部分もございますが、現在あまり商品化、あるいは、ルート化されていない大山北壁、北麓のこのエリア、このこれからの大山観光推進のためには重要な位置を占めるエリアであると考えております。大山の方が訪れられて、米子、境、あるいは、島根県のほうに進んでいかれる現状を踏まえる中で、この大山北麓の中に山香荘の拠点が再構築される、その意義は高いものがあると思っております。また、大山のスキー場からこの香取地区を経て神田、陣構、そして御来屋へと至るこのルートはあたかもミニ北海道と称される景観だけではなく、日本海を望む眺望、名和長年にちなむ歴史文化、豊富な食材など枚挙にいとまがないくらい本当に資源に恵まれている地域であります。

こうした今埋もれている資源を世に出して活用していくための拠点の施設が山香荘を中心といたします名和地域休養施設であるものと確信をし、提案をさせていただいているところでございます。鳥取県フットボールセンターとしての活用は、こうした地域全体の活性化策を支えていくためには必要欠くべからざる下支え策であるものと認識をいたしているところでございます。今後もいろいろなご提案、ご提言をいただき、住民の皆さま方の福祉向上、努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 再質問させていただきます。るる、今、ご説明頂きましたけれども、私は、夕陽の丘神田、山香荘にフットボールセンターを整備建設するの一番の目的、これは、スポーツ合宿の積極的誘致であり、観光振興との関わりは、合宿誘致を柱とするスポーツ観光の振興だというふうに私は思うんです。

そこで、改めてですね、フットボールセンターの整備と、スポーツ合宿を柱とするスポーツ観光の推進について、町長のお考えを伺いたいのですけれども、その前に、私なりの考えをですね、この点についての考えをまず町長にちょっと聞いて頂きたいと。今回は一般質問ひとつしか出してないのでちょっとお時間いただい

やべらせていただきたいと思いますと思うんですけども。

私は、議員になる前は、合併前の名和町役場で仕事をさせていただいておりました、1年半ほど、この山香荘の施設長させていただいた時期もございます。通勤なりの際、山香荘に向かって上がるときは、美しく気高い大山を仰ぎながら坂道を上がっていきます。降りてくる時は、青く広がる日本海を見渡し、5月の天気の良い頃は、日本海の青と空の青の境目が分からなくなるような中で、ちょうど隠岐の島が空に浮かんでいるかのように見える、そういう非常に見晴らしのいいところで、また、島根半島に落ちていく夕陽の眺望。これまさに夕陽の丘に、その名にふさわしいものがございます。町長今、ミニ北海道のような、という表現でこのエリアを表現されました。私、実は、北海道は行ったことないんですけども、なんとなくそんな気がするなというふうに思ったところがございます。芝畑ののどかな田園風景があり、お茶畑があり、秋にはりんご狩り、乳牛もいます、備前焼の窯元もございます、羊の牧場もございます。

町長おっしゃるように、体験型・交流型・滞在型の大山ツーリズム、いわゆるグリーンツーリズムを大山町で推進していくとき、この大山北麓の香取・神田・陣構エリア、このエリアは様々な可能性を秘めています。誰に来ていただいても自慢できる。そういう景色が、自然の風景に広がっております。磨けば光る原石が転がっている。そこからは大山寺にも海にも車で15分で行けます。そういった立地の中で、キャンプもできる。バンガローもあります。会合もできる山香荘という施設の役割というのも、グリーンツーリズム、大山ツーリズムを進めていく中で、新たにまた活かされていく面があるんだろうとっております。ただし、そういった取り組みは、今はまだ構想の段階の域を出ず、これから、神田・陣構・香取の地元の方々と相談をしながら、一歩ずつ進めていく、中長期的視野に立った構想・計画だと思うんです。

先ほど、スポーツ観光という言葉を使いました。昨日の一般質問の中でも、町長は、スポーツツーリズムという言い方をされましたが同じことだと思います。スポーツツーリズム、スポーツ観光。まだなじみの大変薄い言葉でございますけども、日本を観光立国にしていくために、2年前にできました政府の観光庁で最近さかんに提唱されているようでございます。スポーツ観光。プロ野球でもサッカーのJリーグでも、ファンは、好きなチームの応援に、日本中を移動したりします。これが「観るスポーツ」ですね。また、マラソン好きの市民ランナーは、全国のいろんな大会に行って走ることを楽しまれる方も多くあります。大山町役場の職員のその中にも、そういった方がいらっしゃいます。これは、「するスポーツ」ですね。このほかに、たとえばプロ野球のキャンプを誘致したり、あるいは、スポーツの大きな大会を開催し、県外や国外からたくさんの方に来てもらうことを「支えるスポーツ」として、地域の魅力や情報を発信し、地域活性化につながるものと、政府・観光庁

は、今、このスポーツ観光の振興を提唱しているところです。

スポーツ合宿の誘致も、その「支えるスポーツ」、スポーツを支えるという範疇に入るわけですが、ここ10数年、山香荘は、赤字を出しながらではありましたが、陸上とサッカーを中心に、中高生の合宿の場所として、多くの関係者に愛され、特に春休み夏休みの間は、フル稼働で営業し、お世辞にもきれいとは言えない施設なんですけれども、山香荘のスタッフの皆さんは、限られた予算で育ち盛りの、特に中高生に栄養価の高い食事を提供し、選手や指導者の方々が、存分に競技のレベルアップをはかり、また、安心してくつろげるようなサービスの提供に励んで来られました。

サッカーに関しては、県内外の高校チームの合宿の他、県内の小・中・高それぞれの年代の選抜チームの合宿や、鳥取県サッカー協会の指導者講習会などにもずっと利用されています。近年は、グラウンドの芝の管理も十分でなく、練習環境としては、かならずしも良好ではないにも関わらず、それでもよそより山香荘が良いと利用して頂いているものであります。

今回、このフットボールセンターの建設にあたっては、住民のみなさんは、降って湧いたようなサッカー場建設だというふうに感じておられると思います。このフットボールセンター、今日の議論にもありましたけれども、そもそも、2002年、サッカーワールドカップの収益金を財源に、47都道府県に、1つずつ、サッカーを中心とするスポーツ振興の拠点を作ろうというもので、建設にあたっては、日本サッカー協会から7,500万円を出して頂く計画になっていたんですが、鳥取県サッカー協会さんから、鳥取県のフットボールセンターを建設にあたっては、鳥取市でもなく、米子市でもなく、この大山町に、是非とも大山町の山香荘の場所にその7,500万円を活用して欲しいと、大変強い熱意をもって計画を持ってきていただいたものであります。

そのサッカー協会の熱意の背景には、山香荘の自然環境といった立地条件の良さ、グラウンドと宿泊施設が隣接しているという運営上の利便性、この他に、これまで10数年、県内のサッカー関係者に、この山香荘を利用していただく中で、大変深い愛着を感じていただいているということがあると思います。

さて、サッカー場を建設に、サッカー場を建設するにあたっては、サッカーという競技の将来性についても考慮しなければならないと思います。上はプロチームから、プロチームであるJリーグから、下は、少年サッカーまで、日本サッカー協会に登録されている人数は、現在750万人に上ります。これは、正式な競技人口としては、野球の726万人を上回り、実に日本国民の17人に一人は、どこかのサッカーチームに所属しており、子供や孫がサッカーしているというレベルで言えば、5人に一人はサッカー関係者だと言ってもいいほど、今、日本ではサッカーは盛んになってきています。

全世界のサッカーの競技人口は、2億4,000万人。今年は、南アフリカで開催されました、4年に一度のサッカーワールドカップはオリンピックを凌ぐほどの世界最大のスポーツイベントであり、その南アフリカ大会での日本対パラグアイ戦では、TV中継の瞬間最高視聴率が64.9%と、日本代表の活躍に日本中が熱狂したところは記憶に新しいところであります。

ここ鳥取県においても、今年、ガイナレ鳥取が、JFL、日本フットボールリーグで初優勝を果たし、念願のJリーグ入りを果たしました。近年ガイナレは、胸に大山黒牛という大きなロゴを入ったユニフォームで試合を戦っておりました。確認はしていませんが、大山町は多分大山黒牛というコマーシャルに一円も出していないはず。大山黒牛は民間企業です。中山の肉用牛を扱っていらっしゃる方が経営に参画しておられるということでございます。そういった形で、ガイナレ鳥取の活躍は、全国にはからずも大山の名をPRしていただく格好にもなったところです。また、昨年は、米子北高校サッカー部がインターハイで準優勝するなど、人口が60万人に満たない、本当に小さなこの鳥取県でも、力を合わせて頑張れば強くなれると、サッカー関係者のみならず、県民に強い勇気と希望を与えてくれました。

先日、鳥取県サッカー協会の方に伺ったところ、鳥取県のサッカー人口は、今、人口比率で計算すると、サッカー王国と言われる静岡県に次いで、全国第2位なんだそうです。それほど今、サッカーが盛んになってきている鳥取県ですが、残念ながら、自由にサッカーできる芝のグラウンドが本当に実は少ない。陸上競技と併用になっているために、使用に様々な制限がある。雨が降っている、雨が降りそうだ、雨が降った、そういう時は、すまんがサッカーは遠慮してもらいたいと、というような形で、サッカーの指導者の方々は練習会場や、試合会場の確保に今大変苦慮されています。

人口芝のグラウンドが今年の夏、鳥取県で初めて、湯梨浜町に1面できたそうです。ほんの数カ月で6,000人の利用があったというふうに聞きましたけれども、それでもサッカー専用コートは鳥取県では依然として不足している。近年、米子市安倍にガイナレ鳥取のサッカー場が建設される予定ですがけれども、これも基本的にはガイナレ鳥取専用スタジアムでございまして、一般に自由に解放されるものではございません。

山香荘に整備されるフットボールセンターは、天然芝のグラウンドを1面、人口芝のグラウンドを1面、2面でございます。2面のグラウンドがあれば、先ほど、竹口議員の質問に町長もお答えになったと思いますが、各種大会の誘致が非常にやりやすくなり、たとえば、少年サッカーなどでいきますと、少年サッカーだと11人じゃなくても8人制でやったりするんですね。そうすると、1面のグラウンドで、2つコートを作る。そういう形式でいくと、名和スポーツランドやあるいは大山ス

スポーツ公園なども合せて会場にしながら、20チームから30チームの規模の大会をすることも十分可能です。そうなると、およそ親御さんも含めて、500人ぐらいの大きな大会もできると。また、一応、これは、サッカー協会さんにもガイナレ鳥取さんにも内々確認したところ、打診というか、相談したところですけども、Jリーグ加盟チーム、Jリーグの加盟チームのミニキャンプなども、このフットボールセンターに誘致することも十分可能であるというふうに聞いています。

宿泊をとまなう大会や、夏場の合宿の際は、宿泊客を山香荘だけで収容することはできませんから、グラウンドの利用者は、大山寺等にも宿泊することになります。今、冬場のスキー客が全く計算できない中で、大山寺の旅館経営者の方々にとって、利幅は薄くても、安定した収入が計算できる合宿客の誘致は、夏場、いわゆるグリーンシーズンの非常に重要な課題になっており、フットボールセンターの建設は、その足掛かりとなるものです。

投資対効果とランニングコストについてもふれておきたいと思います。概算事業費3億5,000万円のうち、日本サッカー協会からの補助金が7,500万円、スポーツ振興くじの補助金が7,500万、町は残りの2億円を辺地債で借りて支出しますが、このうちの2億円については交付税で国から入ってきます…2億円のうち元利償還金の8割が、交付税で入ってきますので、大山町の実質負担は、約4,000万円。今、地域経済が大変疲弊しているなかで、4,000万円で、3億5,000万円の事業ができる。その経済波及効果を考えれば、4,000万円の町負担の、投資対効果は十分期待できると考えられます。

施設の維持管理費用、ランニングコストについては、県サッカー協会の試算では、初年度の指定管理委託料1,000万円を、段階的に減額し、10年後には、ほぼ独立採算でいけるとされていますが、他の議員からの指摘もあったように、私自身もこの見込みについては、若干懐疑的な思いもしておりますけれども、たとえ町から1,000万円の持ち出しがあったとしても、どれだけ低く見積もっても年間8,000万円の、8,000万円以上の経済波及効果は上がるものと思われ、これに様々な、数字には表れない効果も付随してきます。

私は経済学のことは全く、十分わかりませんが、素人なりに、8,000万円の、今言いました8,000万円の経済波及効果、これ以外のですね、その他の効果を少し金額に表してみたいと思います。まず、8,000万円の経済波及効果があれば、町の税収にも反映してきます。町税の収入増が、大体100万円ぐらいはあるだろうと。また、施設はおそらく、たとえば大山スポーツパークみたいな愛称がつけられると思うんですけども、県内外に大山という名前を印象付けることができ、このPR効果は大体広告宣伝費として300万円ぐらいには相当すると思います。また、山香荘には、従来より神田りんご園の受付場所としての機能があり、今後は、町長もおっしゃるように、グリーンツーリズム推進の業務を行っていく事務所機能

をおうことになりまますので、その分の費用として100万円ぐらいは当然見る必要があると思います。

また、合宿シーズン以外の平日は、町長も盛んに言っておられるように、住民の方のグラウンドゴルフに十分使っていただけますし、町内のスポーツ少年団や町民のサッカーチームももちろん利用できます。

また、先ほど話しをいたしましたガイナレ鳥取は、地域に密着したクラブでございますので、山香荘のフットボールセンターで、サッカーの元日本代表選手でありますガイナレの岡野選手や服部選手に、近隣の子どものためのサッカー教室をしていただくこともできます。そうした社会体育的な施設の役割として300万円ぐらいだしたと思えば安いものだと思います。ここまでで、大体800万円ぐらい、指を折っておるんですけれども。

最後に、私は、大山は、私たち大山町民だけのものではないと私は思っております。この西部圏域はもちろん、鳥取県全体、あるいは松江市を含む中海圏、岡山県北部といった、広いエリアに住まわれる方々との共有の財産であり、そのおひざ元であります我が町大山町は、この広い圏域の経済振興、地域振興に、一定の責任を負う、そういう町だと私は思っております。大山町民が米子市公会堂や、旧西高跡のふれあいの里を比較的自由に使わせていただいているようにですね、この大山の豊かな自然の中で、圏域のみなさんに、存分にスポーツを楽しんでいただく、そのために、大山町が余分に200万円や、300万円の支出することは、私は、決して無駄な支出ではないというふうに考えます。

圏域として、大山の魅力が高まり、圏域のみなさんにより一層、大山を身近に感じていただき、たとえば米子市のスーパーで、お客さんが、鳥取県産のブロッコリーと大山町産ブロッコリーを手に持った時に、ちょっと高いけど、やっぱり大山町産買わかな、と自然に思ってもらえるくらい、大山という名前に、大山に愛着を感じていただけるようになっていかなければならないというふうに思います。

ということで、私なりの皮算用では、たとえ年間1,000万円の以上の町からの持ち出しがあったとしても、さまざまな効果で、フットボールセンターの採算は合うと踏んでおるわけですが、指定管理者になられるであろう鳥取県サッカー協会さんがしっかりと経営努力してくださり、現在出している計画どおりに指定管理料が年々下がっていくようであれば、ますます投資の価値が高まるということでもありますし、フットボールセンターに集まってこられるたくさんの利用者に、大山寺の旅館の皆さんや、町内の農家の皆さん、国道沿いのガソリンスタンドであったり、コンビニエンスストア、飲食店、そういったところでよりよい商品を提供してくだされば、最低8,000万円といった経済波及効果ももっともっと、高まってくるというふうに考える次第でございます。

大変長々と話しましたが、再度、要約させて頂くと、山香荘には、スポーツ

合宿の固定客があり、スポーツ合宿の需要は、まだまだたくさんあるということ。フットボールセンターを整備することにより、サッカーを中心に県内外からの合宿の誘致が、また、大会の誘致が十二分に期待できること。県内外からのべ2万人以上の方がこの大山町にわざわざ大山町においでくださるということで、大山の魅力が高まり、地域の経済活動の活性化が期待できるということ。これがこのフットボールセンター、整備の意義だというふうに私は思うわけですがけれども、施設整備を通じて、スポーツ合宿を柱とするスポーツ観光の振興を図っていくということについて、このことですよ、町長。すいません。スポーツ合宿を、フットボールセンターを通じてスポーツ合宿を柱とするスポーツ観光の振興を図るということについて、町長のお考えを再度伺いたします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） はい。長い近藤議員の思いを本当に表現としていただきました。本当に山香荘に長い間、直接関わっておられた方だからこそ、表現をいただいたことであろうと思っております。私のこの思いの中で、皆さん方のほうからもこの長い間の時間議論をいただきました。今、近藤議員のほうから本当に関わったものとしてのこの山香荘への思い、そして、意義、先ほど述べさせていただきました利活用等々についての話もさせていただいたことですがけれども、そのことについてさらに加えて十分な時間を取って、表現をしていただいたなと思っております。同じ思いのこういう形で表現をしていただいたことに本当にありがたく思っております。

この長い議論の中でも、本当に反省をいたしておりますのは、今年の2月にこの件につきまして、懇談会という形での提案をさせていただきました。以来たくさんのご意見をたまわりながら今日を迎えております。ただ、その過程の中で、報道ということもありますけれども、色々な情報が発信をされております。山香荘の活用に3億5,000万も町費で持ち出すだかいやと、実際は先ほど述べられましたように、本当に努力を重ね、検討して、ぎりぎりの町費の持ち出しという考え方の中で提案をさせていただいております。また、町民不在のサッカー場の建設ではないかということについてもお話しをいただいたり、いただいております。ただこれも活用策として、本当にこの大山のエリアの資源を生かす核として、今後の展開に大きな可能性を持ったプランであると思っております。住民の皆さん方のほうから、ご指摘をいただいておりますのは、そういったお金の問題であったり、町民不在のサッカー場ではないかという、大きなそういったイメージが先行して、あるいは風評が飛んで、あるいは、私どもの説明不足という中でこの件についての厳しいお声をいただいていることだろうと思っております。ただ、先ほど近藤議員のほうからも話しをいただきました後、同じ思いでこの取り組みを進めてまいりたいと思いま

すし、取り組みを進めることについて、議会の皆さんの力をたまわりたいと思っております。その上で、先ほども竹口議員、そして、吉原議員のほうでも話しをさせていただきました。今は本当にこの提案、構想段階であります。皆さんのほうからはなんでもっと具体的なものが出てこんだか、という話しをいただきます。でも残念ながら今のこの状況の中では指定管理をという想定をしております県のサッカー協会とのもう一つ前に進んだ話し合いはできません。することによって、決まっないことを何で行政はやるんだというご指摘を当然受けることになります。できないという歯がゆさを持ちながら、今日を迎えておりますけども、是非とも、この構想を一步踏み込んで民間の力、行政、そして、関係をしていただくところのたくさんの方の皆さんの皆さんと一緒にこの構想具現化、そして、この大山町を、今本当に経済のパイが本当に小さくなって、本当に元気がない、元気を出す町を作らないかんじゃないかということが大きなテーマであります。そのテーマに向かって今一步一步進む努力をいたしておるところでございます。

どうぞ、このことにつきまして、議員の皆さん方のお力を、ご理解をたまわりますように、お願い申し上げたいと思っておりますし、そのことで、先ほどの近藤議員の質問の言葉に代えさせていただけたらなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議員（7番 近藤大介君） 以上で終わります。

〔拍手…〕

○議員（7番 近藤大介君） ありがとうございます。

○議長（野口俊明君） これで、近藤議員の一般質問は終わります。

散会報告

○議長（野口俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。次会は12月22日水曜日に本会議を再開しますので定刻9時、午前9時30分までに本会議場に集合してください。なお、本日の議員討論会につきましては、午後1時30分より開会したいと思いますので、議員の皆さまこの本会議場に午後1時30分までにご集合いただきたいと思います。本日はこれで散会します。ご苦労さんでした。

午後12時8分 散会